

有料職業紹介返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社辞退、6ヶ月未満に自己都合、就業規則違反等の採用求職者に責に帰すべき事由により退職した場合は、採用求職者の責に帰する事由により解雇された場合、当事業所 SH.Plus 株式会社は求人者に、以下の基準に従い紹介手数料を返還する制度です。

1. 入社後 1ヶ月未満の場合：報酬の 80%
2. 入社後 1ヶ月以上 3ヶ月未満の場合：報酬の 50%
3. 入社後 3ヶ月以上 6ヶ月未満の場合：報酬の 20%
4. 入社後 6ヶ月以上：返還なし

許可番号 09-コ-301883

事業所の名称 SH.Plus 株式会社

事業所の所在地 神奈川県横浜市青葉区奈良町 1 5 6 6 - 6 0